

❀届出フロー❀

開発・建築等の計画



事前相談（開発・建築等の計画について）

居住誘導区域^外又は都市機能誘導区域^外における
特定の開発行為及び建築行為等の場合



届出（窓口：市役所都市整備部都市計画課）

左記に該当しない場合



行為着手30日前までに
届出書類を提出してください。

※都市機能誘導区域^内の
誘導施設を^{休止}・^{廃止}する
場合にも届出が必要です。

開発・建築・許認可等の手続き



行為着手

